

今月の納税

- 11月のメモ
 1日=保険税11月分納期
 2日=モーターボート第1節
 3日=第3回市民音楽祭
 5日=基本選挙人名簿の縦覧
 10日=モーターボート第2節
 11日=第2回大村市少年剣道大
 市内中学校駅伝

大村市政だより

発行所 長崎県大村市250番地
 大村市役所
 印刷所 つじ印刷所
 定 一 部 五 円

十一月の実弾射撃
 陸上自衛隊大村部隊で実施
 する実弾射撃の十一月実施場
 所日程はつきのとおりです。
 場所 池田射撃場
 自程 五日、六日、九日、
 十日、十二日、十八日、二十
 六日、三十日 (庶務課)

支給年額を引上げ

公務扶助料

普通恩給など

恩給法が改正され、別表一については本年十月一日をも
 二のとおりに公務扶助料、普
 通恩給、普通扶助料、増加恩
 給、傷病年金、傷病賜金など
 の支給年額が十月よりそれぞ
 れ引き上げられました。
 また普通恩給では高所得
 者に対する支給停止の緩和
 や、刑に処せられたり、懲戒
 処分などにより支給権を失っ
 た人のうち旧治安維持法など
 の廃止に伴う法令、恩給に関
 する法令、執行猶予期間の経
 過などにより刑の免除または
 撤廃などの処分を受けたもの
 が支給されます。

引揚者給付金の 支給範囲も拡大

十月一日で引揚者給付金等
 支給法も改正された三つ
 の条件に該当する方も給付
 の対象に移転されるを得なか
 りました。

県下の殉国者慰霊祭

しめやかに三城忠霊塔で

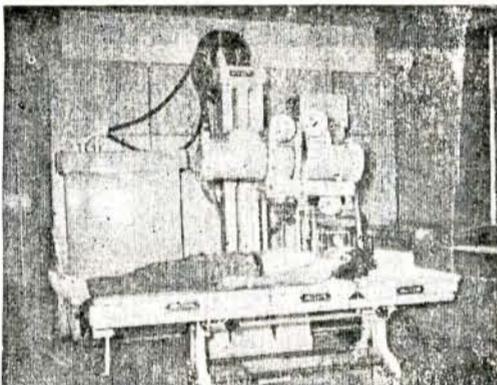


長崎県殉国者慰霊祭主催
 による秋の慰霊祭は十月十六
 日午前十時四十分より市内の
 三城忠霊塔で厳粛に執り行
 った。関係者、遺族およ
 び一般約二千人が参列
 し、しめやかなうちに盛大
 に執行された。祭典は大
 村部隊音楽隊の君が代吹奏の
 のち、祭典委員長大村市長の
 開式の辞ではじめられました。
 宗教連盟部長による祭事
 が行われたあと、祭主委
 員長佐藤長崎県知事、各界
 代表の慰霊の詞、玉串奉奠が
 行われ参列者全員参拝ののち
 主催者の挨拶、遺族代表両本
 県遺族連合会長の謝辞、祭典
 委員長の閉式の辞、祭典を
 閉じた。祭典のあと、剣道、
 銃剣道、柔道の奉納試合や各
 地区の奉納舞踊など奉納され
 とくに今年には県下の民芸の奉
 納されました。(福社事務課)

つたと厚生大臣が認めるもの
 △昭和二十年二月十六日から
 同年八月十五日までの間に外
 地で戸籍上出生し、かつその
 間外地に居住し終戦日以降本
 邦に引揚げたもの。
 ただし連年の参戦にとも
 なって発生した事象(昭和二十
 八年八月九日)により引き揚
 げられたもの含まれます。
 △引き揚げ後昭和三十三年三
 月三十一日以前に死亡された
 方のうち従来は死亡当時満二
 十五才以上の方に遺族給付金
 が支給されていましたが今回
 は二十才以上であればよいこ
 とになりました。

また引揚者給付金と引揚者
 遺族給付金の請求期限は本年
 五月十六日まででその後は請
 求手段がないことになっ
 ておりましたが、さらに一年
 間延長され、来年五月十六日
 まで請求できることになりま
 した。
 該当者は至急申請手続を完
 了してください。

福江市大火
 救援義援金品
 △義援金 二十五万七千四百
 一元
 △義援品 千十一包
 外中古衣料約四千点
 (福社事務課)



ガン疾患に福音 治療用X線完成

大村市立病院では悪性腫瘍とくに
 ガン疾患増加にたいし治療の万全を
 期するため、深部治療用X線装置を
 購入し、その完成を急いでいまし
 ました。
 従来高合者にかかった腫瘍は最近
 では若年者にもしばしば発見され、
 脳出血につく高い死亡率を示してい
 ます。
 そのため国においてもようやく

種別	恩給法関係額改定に関する表 (1表)			官等給	現在の額	改正後の額	増加額
	改定の基礎となる年令等	改定の時期	改定の時期				
公務扶助料	戦没者の妻、遺児及び満60才以上のもの	引上額の半額	引上額の全額	兵	53200	72420	19220
	37年10月1日で満70才以上のもの	引上額の半額	引上額の全額	伍長(二曹)	53300	73268	19968
	妻遺児のほかで60才未満のもの	現行の額	引上額の全額	軍曹(一曹)	53300	73608	20308
				曹長(上曹)	53400	73608	20208
普通恩給				准士官	53500	73608	20108
				少尉	53500	73608	20108
				中尉	60600	78900	18300
				大尉	78700	100967	22267
				兵	30000	36067	6067
				伍長(二曹)	33600	41034	7434
普通恩給				軍曹(一曹)	34800	42700	7900
				曹長(上曹)	37200	44834	7634
				准士官	46400	54100	7700
				少尉	53580	61667	8087
				中尉	60640	70200	9560
				大尉	71200	89834	18634

区別	程度	恩給法関係額改定に関する表 (2表)			改定の時期・その他
		現行額	改正額	増額	
増加恩給(項症)	1項	171000	233000	62000	①昭和37年10月分から増給 ②本年10月以降に給付事由の生じたもの以前に給付事由の生じたものは改正前の額。 ③以下2つの金額の改定は受給者の請求を要しません。
	2項	139000	189000	50000	
	3項	111000	151000	40000	
	4項	79000	107000	28000	
	5項	51000	70000	19000	
	6項	38000	52000	14000	
	7項	24000	33000	9000	
傷病年金	1款	26000	35000	9000	①昭和38年7月から増給 ②同年7月以前に給付事由の生じたものについてはその間の分は改正前の額。
	2款	22000	30000	8000	
	3款	19000	26000	7000	
傷病賜金	1款	183000	248000	65000	①傷病年金欄の①・②に同じ
	2款	151000	205000	54000	
	3款	130000	176000	46000	
	4款	107000	145000	38000	
	5款	86000	116000	30000	

求人案内

男子【県外】

料理見習十六、二十才手取
 六千円・面鉢製造雑役十八
 三千五百円・運搬手十八、二十
 五千円・運搬手十八、二十
 五千円・運搬手十八、二十
 八、三十才一万三千四百円・
 塗装工十六、五十才一万二
 万円・鉄工十八、四十才一万
 五千円・一万八千五百円

女子【市内】

経理事務員十八、三十才七
 千、一万円・店員十八、二十
 七才六千、一万円・家事手伝
 い十八、三十才三千五百円

【県外】

ゴム検査仕上五十五、二十
 才九千円・一万円・ミシン下
 手間工十五、二十才八千円・
 紡績、織布工十五、二十才八
 千八百円・一万円・店員十五
 千五百円・バス車掌十五
 千、二十才八千五百円・一
 万二千円・炊事婦十八、三十五
 才一万円・一万四千円・試験
 調査係十八、二十才一万九百
 九十八円

(公共職業安定所)

十一月三十日は市民税第二期分の納期限です。ぜひ納期限内に完納いたしました。 (税務課)

(税務課)

(福社事務課)

(市立病院)

